

労働者派遣事業に係る情報提供

本事業所における労働者派遣事業に係る情報は以下の通りです。

| | | |
|--------------------------------------|--|----------|
| 事業所の名称 | 公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会 石岡地方広域事務所 | |
| 所在地 | 〒315-0042 石岡市茨城 3 – 8 – 1 4 (TEL : 0299-23-3399) | |
| 派遣労働者数 (令和6年6月1日付) | | 235 人 |
| 派遣先事業所数 (令和5年度) | | 49 件 |
| 令和5年度労働者派遣料金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり) | | 11,221 円 |
| 令和5年度労働者の賃金の平均額 (派遣労働者1人1日(8時間)当たり) | | 8,802 円 |
| マージン率 | | 21.6% |

* マージンに含まれる内容

派遣労働者の年次有給休暇分賃金および教育訓練実施時の賃金、教育訓練費用、労災保険料、消費税、損害賠償保険料、

管理費（事務費・人件費）等

公益法人のため、事業維持のための一時的かつ最低限の留保分を除き、一般企業の純利益に対応する利益相当額はありません。

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等（いわゆる同一労働同一賃金ルール）】

- 上記労使協定は締結しておりません。シルバー派遣では、派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

【派遣労働者のキャリアアップに関する事項】

- 教育訓練（令和6年度計画）

| 教育訓練の種類 | 時間数 | 対象者 | 実施方法 | 実施主体 |
|--------------|--------|---|--------|-------------------------|
| 入職時研修（マナー等） | 1時間 | 初めて派遣で働く労働者 受講を希望する派遣就業労働者 * 年度により実施する講習は異なります。 | Off-JT | 派遣元（事務所） 派遣元（本部） |
| 運転業務従事者講習 | 4時間 | | | |
| 接遇再入門講習 | 4時間 | | | |
| 高齢者のパソコン入門講習 | 4時間 | | | |
| 食品衛生責任者養成講習 | 6.33時間 | | | |
| 救急法基礎講習 | 4時間 | | | |
| 労働者の費用負担 | | | | |
| 給与支給状況 | | これらの教育訓練について 費用負担はありません。 | | |

- キャリアコンサルティング

希望する派遣会員に対し、シルバーでの派遣就労とキャリア形成に関する専門職員が相談に応じます。

【福利厚生】

- 労災保険、年次有給休暇
- 指定宿泊施設会員割引制度（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧下さい）
- 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時のかつ短期的就業であるため）

※但し、加入要件を満たす場合は適用します。